

## 震災津波関連資料収集・整理・保存・活用の必要性及び現状

### 1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性

東日本大震災津波による被災状況、また復旧・復興に関わる個人や団体など様々な主体が行った各種活動の記録（写真、映像、音声、メモ等）、被災者や報道機関等に向けて県・市町村が作成・配布した資料・チラシ、震災の爪痕を残した遺物などの震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を後世に伝えていくための貴重な歴史的資料であるとともに、将来発生する自然災害に向けた教訓を我が国はもちろん世界各国に対して情報発信を行う上で重要な資料となるものである。

一方、震災津波から4年5ヶ月が経過しようとし、各地域に残っている資料の散逸が進む中で、これらの資料を早急に収集し、適切に整理・保存・活用（以下、「収集・活用等」という。）するしくみづくりが求められている。

### 2 震災津波関連資料の収集・活用等の現状

本県・沿岸市町村において震災津波関連資料の収集等の取組状況に差異があるものの、書籍・紙・写真等の収集・保存や記録誌・証言集の編纂がある程度進んでいる。また、一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築するなど、県内の震災津波関連資料は、一定程度の蓄積がなされている。

#### (1) 書籍・紙など

##### ① 岩手県

- ・被害状況や発災時における県の対応を記録誌として編纂
- ・復興状況について平成24年度以降、毎年「いわて復興レポート」を作成
- ・県立図書館：二次資料中心に収集
- ・県立博物館：「文化財レスキュー」により歴史的資料を収集・保存

##### ② 沿岸市町村

- ・各市町村とも、記録誌・検証誌の作成用に画像中心に資料を収集。（被災当初から復旧期、復興期1年までの資料が中心）
- ・県内市町村図書館：二次資料中心に収集（デジタル資料は対象外）

##### ③ 大学

- ・県立大学・岩手大学ともに震災津波関連資料（特に研究論文等）を収集

#### 【参考】

##### ○ 阪神・淡路大震災の場合

- ・神戸大学図書館：震災文庫において図書類・紙資料を収集
- ・人と防災未来センター：同センター内資料室において資料の収集保存し公開。
  - ア 震災資料の収集・整理、保存、公開に関わる基本的な課題を検討（H10～H12、研究会19回、検討部会13回）
  - イ 震災資料の公開、検索システムについて検討（H13、研究会（6回）、検討部会（7回）開催

### ○ 新潟中越地震の場合

- ・（公社）中越防災安全推進機構※を中核として、チラシ、図書類、記録写真等を収集・保存。
- ・長岡市図書館文書資料室において震災文庫（小中学校、市役所の資料、図書類等）を設置

※（公社）中越防災安全推進機構：平成18年4月設立。  
目的：震災・災害復興／震災・災害体験の市民化、社会化／地域活性化、殖産興業「中越メモリアル回廊」の整備を推進、事務局を担う。

### (2) デジタルアーカイブ（文書、写真、映像など）

#### ① 岩手県

平成24年度の総務省運用モデル実証事業に参加。

#### ※ 平成24年度総務省運用モデル実証事業（東日本大震災アーカイブ基盤構築プロジェクト）の概要

- 総務省は委託事業により、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県）において、東日本大震災に関するデジタルアーカイブを構築。構築・運用する際の課題を抽出・検討し、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用ガイドライン」の作成に反映させるとともに、東日本大震災に関する記録・記憶・資料等を収集・保存・公開する体制整備の推進を図ることが目的。
- 岩手県においては、凸版印刷が受託。資料収集範囲を陸前高田市、大槌町に設定し、事業実施。
- 県は、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会の委員として参画。
- この事業は、単年度で終了したが、凸版印刷が暫定的に平成26年11月末まで自己負担で公開。

#### ② 沿岸市町村

- ・公開中 久慈市・野田村・普代村（3市村で共同）
- ・構築を検討中 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町
- ・未検討 宮古市、山田町、洋野町、岩泉町、田野畑村

#### ③ 民間

- ・岩手日報では「3.11 東日本大震災 ～立ち上がろう岩手～」を特集
- ・NHK盛岡放送局では「あの日あの時」の映像証言集を公開

#### ④ 県外

- ・総務省（国立国会図書館）：東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」を公開
- ・宮城県：デジタルアーカイブを公開。他に多賀城市、東松島市、気仙沼市等で公開済み
- ・その他、東北大学、NHKや河北新報社の報道機関、ヤフー、Google社等民間企業においてデジタルアーカイブを公開。

### (3) その他（物、証言など）

震災津波関連資料には、上記（1）（2）のほか、物や証言等もあるが、現在、把握していない。